

平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 233

所管部局	福祉部	所管課	高齢福祉課	担当者名	西 亜希子
事業名	高齢者福祉サービス事業			事業分類	ソフト事業
細事業名	福祉用具レンタル助成事業			政策体系	145
会計	一般会計	科目	3.民生 - 1.社会 - 4.高齢		

1. 事業の概要

介護保険法の改正により、要支援・要介護1の介護認定の方が、引き続き自立した生活を送れるよう対象者の福祉の向上を図ることを目的とし、福祉用具のレンタル料に対して助成する。

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

対象者が、住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活を送ることを支援し、対象者の福祉の向上を図る。

②事業を実施する必要性

介護保険の軽度認定者の自立の支援を図る。

3. 事業費の推移

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画
決算額または計画額	千円	392	571	392	25	150	120	120
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	392	571	392	25	150	120
職員等の従事人員	人/年	—	—	0.22	0.01			
人件費	千円	—	—	1,547	62			
事業費総額	千円	—	—	1,938	87			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

福祉用具レンタル料 25,000円

5. 事業結果の概要

レンタル件数 1件

6. 活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活 動 結 果 等
(1) 設置		
福祉用具レンタル助成対象者の審査をレンタル委託期間満了時（介護認定更新時）にし、対象となれば福祉用具レンタル助成を更新する。	レンタル委託期間満了時	継続利用
(2) 支払		
レンタル事業者へ毎月支払をする。	毎月	福祉用具レンタル1件
(3) 撤去		
利用者が福祉用具を必要としなくなった時、レンタル助成を終了した。	随時	1名終了

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

平成19年度介護保険法の改正により、一定介護保険給付が可能になったことにより、介護保険制度への移行を図る。

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
介護保険法の改正によりベッドや車椅子が利用できなくなる事は問題である。
- ②当該事業のアピール事業
低所得者で介護保険のサービスから外れる人に福祉用具を利用してもらい在宅生活を可能にする。
- ③反省点、今後の展開・方向性
今後は再度の介護保険法改正により一定介護保険給付も可能になったことから、介護保険制度への移行の方向。